

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

監査公表

- 平成30年度定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成30年度行政監査（テーマ監査）結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

監 査 公 表

静岡市監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

平成31年 4 月 19 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝
同	井 上 智 仁

静岡市監査公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 4 月 19 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝

同 井 上 智 仁

記

1 監査の基準

本件の監査は、静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2 監査の種別

行政監査（テーマ監査）

3 監査の対象

(1) 監査のテーマ

「学校預かり金の管理体制」

(2) テーマ選定の理由

「学校預かり金」とは、各小中学校において取り扱われている金銭のうち、市の公金ではなく、児童生徒に直接関わる経費として受益者負担が相当であると考えられるもので、教育活動を円滑に行うためあらかじめ校長がその種類及び金額を定めた上で保護者から預かる経費のことであり、公務としてその収入、支出等の手続を校長及び職員が行っている。学校預かり金は、「静岡市立小・中学校等準公金取扱基準（平成24年3月30日付け教育長通知）」に基づいて会計処理することとされ、その実務上の詳細は学校事務改善協議会によって作成された「学校預かり金の手引」（以下「手引」という。）に定められているが、公金と異なり、市の会計上のチェックを受けることがなく、リスクの高い事務となっている。

学校預かり金については、教育委員会事務局（以下「教委事務局」という。）による内部検査が年1回行われているものの、平成27年度に約300万円の、本年度は約700万円の横領事件がそれぞれ発生しているほか、「学校教育に関する事務の執行について」をテーマとした平成27年度包括外部監査でも学校預かり金についての様々な問題点が指摘されている。

また、本来学校預かり金の範囲外であるPTA会費についても、事実上各小中学校での徴収が行われており、学校内における金銭徴収事務の煩雑化・高リスク化がさらに増

幅しかねない状況となっている。

これらのことから、各小中学校で事務処理を行っている学校預かり金の必要性、管理体制等について、行政監査（テーマ監査）を実施することとした。

監査対象及び対象とした事務事業は、それぞれ次のとおりである。

ア 監査対象

教委事務局	教育総務課、教職員課、学校教育課、学校給食課
小学校 (全87校中12校)	<u>安西</u> 、 <u>竜南</u> 、 <u>賤機中</u> 、 <u>松野</u> 、 <u>峰山</u> 、 <u>久能</u> 、 <u>東豊田</u> 、 <u>西豊田</u> 、 <u>清水有度二</u> 、 <u>清水高部</u> 、 <u>清水興津</u> 、 <u>清水中河内</u>
中学校 (全43校中31校)	<u>籠上</u> 、 <u>美和</u> 、 <u>城内</u> 、 <u>安東</u> 、 <u>東</u> 、 <u>観山</u> 、 <u>竜爪</u> 、 <u>大河内</u> 、 <u>梅ヶ島</u> 、 <u>玉川</u> 、 <u>安倍川</u> 、 <u>服織</u> 、 <u>大川</u> 、 <u>南</u> 、 <u>中島</u> 、 <u>豊田</u> 、 <u>東豊田</u> 、 <u>長田西</u> 、 <u>長田南</u> 、 <u>清水二</u> 、 <u>清水三</u> 、 <u>清水四</u> 、 <u>清水五</u> 、 <u>清水六</u> 、 <u>清水七</u> 、 <u>清水八</u> 、 <u>清水庵原</u> 、 <u>清水興津</u> 、 <u>清水両河内</u> 、 <u>蒲原</u> 、 <u>由比</u>

※1 教委事務局については、学校預かり金の事務と関連性が高いと認められる4課を対象とした。

※2 小中学校については、全130校の中からおおむね3分の1となる43校を対象とした。その内訳として、平成27年度及び平成30年度の2件の横領事件が中学校で発生していることに鑑み、中学校に重点を置くこととし、近年の学校監査で現地調査を行っている12校を除いた31校を監査対象とし、小学校については近年の学校監査で現地調査を行っている小学校12校を除いた75校の中から12校を抽出して監査対象とした。

※3 下線が引かれている学校は、監査委員事務局職員が現地調査を行った。

イ 対象とした事務事業

平成30年度における学校預かり金の管理体制。ただし、必要に応じて期間外の学校預かり金の決算、管理体制も対象とした。

4 監査の着眼点

- (1) マニュアルは適切に整備・運用されているか。
- (2) 事務処理は適切に行われているか。

- (3) 学校預かり金の流れを管理・統制する体制は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。
- (4) 教職員への負担はどの程度か。
- (5) 学校預かり金以外の経費を取り扱っているか。

5 監査の主な実施手続

(1) 本監査（監査委員の実施する監査）

教委事務局に対して監査資料に基づく説明を聴取するとともに、質疑等を通して実態や課題等を把握した。

(2) 予備監査（監査委員事務局職員が実施する予備的な監査）

監査委員事務局職員が監査資料及び現場を確認し、その結果を監査委員に復命した。

6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
(1) 本監査 教委事務局に対する聴取・質疑等	静岡庁舎新館16階 監査委員室	平成31年1月31日（木）
(2) 予備監査 監査対象校に対する書類・現地監査	監査対象校執務室、監査委員事務局執務室など	平成30年11月9日（金）から 平成31年3月29日（金）まで

7 監査の結果

(1) 予備監査の過程において、以下の事実を把握した。

ア PTA会費について、手引では取り扱うべきものではないとされているが、各PTAからの依頼を受けて学校預かり金と同時に徴収している学校が多い実態があった（監査対象43校中39校・90%）。

イ 各学校とも、学校預かり金の管理についてはリスクを伴うものの、学校預かり金という仕組み自体をなくすことはできないとの認識は示されたが、リスクの高さから、高額となる修学旅行費の積立てについては、各家庭から業者への直接支払を要望する声があった（監査対象43校中8校・19%）。

ウ 児童手当から学校預かり金への充当など、何らかの制度の整備を期待する声があった

(監査対象 43 校中 9 校・21%)。

エ 給食費の公会計化について、学校現場としては大いに期待をしている状況であった(監査対象 43 校中 22 校・52%)。

(2) 本監査では、予備監査の状況を踏まえ、教委事務局に対して質疑応答を行った。その状況は、以下のとおりである。

ア 学校預かり金に対応する教委事務局の組織

(ア) 教委事務局内の所管並びに教委事務局と学校事務改善協議会及び学校事務支援室との関係性について

学校預かり金の事務については、一応教職員課が所管しているものの、準公金の内部検査などの事務処理や課題対応については教育総務課と教職員課が協力して担当し、詳細は学校事務改善協議会で対応するとの回答であった。また、学校事務支援室は、各学校における事務処理全般について技術的助言を行うとのことであった。

(イ) 学校預かり金の必要性について

学校預かり金徴収の実施については各校長の判断によるが、その必要性については教委事務局も認識しているとのことであった。

イ 学校預かり金の収納状況

(ア) P T A 会費の取扱いについて

多くの学校で、保護者や地域との信頼関係のある学校職員が P T A 会費の収納業務を行っている現状は承知しているが、その収納業務を P T A の役員が行うことは困難性を伴うことが予想されるため、P T A 会費の取扱いについては今後も研究を進めてゆくとのことであった。

(イ) 未納対策としての公費からの引去り

児童手当からの未納金の引去りについては、私債権の位置付けである学校預かり金の公会計化が必要となるほか、学校ごと取り扱う教材等の金額や内容にばらつきがあるため実施していないが、就学援助費については各学校が事前に保護者から同意を得て引去りを実施しているとのことであった。また、スクールソーシャルワーカーの配置を充実させることで就学援助対象者の把握に努め、未納に対応しているとのことであった。

ウ 積立金のリスクについて

積立金については学年費の中で管理が適切に行われているものと考えており、使途不明等のリスクはないと認識しているが、保護者への説明責任の観点からも会計報告の中

で使用用途を明確にするなどの対応を検討していきたいとのことであった。

特に修学旅行費は高額となるため、積立金とすることで家庭への負担を極力抑え、教育上の配慮から費用を払えず修学旅行に行けなくなるということがないようにしているため、各家庭が直接業者に支払う方法は、修学旅行に参加できない家庭が発生するおそれがあるなどの課題があると考えているとのことであった。

エ 給食費の今後の在り方及び公会計化への検討状況について

現在、各学校の現状や課題を整理するとともに、給食費の公会計化について他都市の動向を把握しているところであるが、全体的な課題として、透明性の向上、教職員の負担軽減、公平性の向上、安定した給食提供の継続等が挙げられるとのことであった。

給食費の公会計化は、議会や監査委員が関与することにより透明性が向上する点、教職員の時間的・精神的負担が軽減される点、安定的な食材の確保により計画的な献立作成ができる点、完納者の不公平感がなくなる点などがメリットとして挙げられ、逆にデメリットは、徴収率の低下、給食費の収入事務や物資購入等の新たな事務により生じる職員の負担・人件費の増加などが挙げられるとの説明があり、今後の検討事項として、収納を学校預かり金一括とするか給食費のみとするのか、教委事務局に引き上げる事務と各学校に残す事務の区分をどうするのかのほか、人件費やシステム開発にかかるコストの比較等多岐にわたるものが多いため、今後も計画的な取組を行ってゆくとのことであった。

以上の監査の経過を踏まえ、2件の指摘事項があったため、是正・改善を求めた。

【指摘事項1】

学校預かり金に対する教委事務局の関与の不十分さについて

今回の行政監査（テーマ監査）は、準公金である学校預かり金が、教育委員会全体の組織において、教委事務局ラインと各小中学校の現場ラインとがどのように関わり、連携しながら事務処理されているのかに重点を置く監査となったが、両ライン間には大きな意識の乖離があることが確認された。

教委事務局は、学校預かり金自体の必要性は認めつつ、その事務処理（学校預かり金の徴収額、徴収方法等）はあくまで各小中学校（現場ライン）の校長の判断で行うものであって、具体的な取扱いは手引に定めたとおりに実施すべきものであるとの認識であった。しかし、この手引は教委事務局の責任の下で作成されたものではなく、設置要領に基づく内部組織で

ある学校事務改善協議会によって作成・配布されているものである。この協議会の位置付けなどについては、平成 27 年度包括外部監査結果に対する措置状況について平成 29 年 2 月 2 日に開催された教育委員会定例会においても疑問が出され、この協議会と手引の在り方について教育委員会の関与に係る責任の所在が明確でないとの指摘がなされている。

一方、各小中学校の現場ラインの実情からは、学校預かり金（特に、金額が大きくリスクが高い修学旅行費と給食費）についての教委事務局ラインの積極的な関与や制度改正への期待が大きく、過去の学校預かり金横領事件を踏まえた不安感も大きいものがあることが窺えた。

このような学校預かり金をめぐる教委事務局ラインと現場ラインの意識の乖離状態は、少なくとも前述の平成 29 年 2 月教育委員会定例会において各教育委員も認識しているはずであるから、教委事務局と各小中学校は前記協議会設置の経緯に関する資料に記載があるような「市教育委員会は学校の応援団」などという一体感に欠ける認識から早急に脱却し、教委事務局・各小中学校現場が同じ危機感を持って、学校預かり金に対する教委事務局の関与の在り方を明確にした上で、学校預かり金のもつ課題に一体となって対処することができる体制を構築すべきである。

【指摘事項 2】

P T A 会費の取扱いについて

平成 27 年度包括外部監査では P T A と学校の関わり方について指摘がなされた。これを受け、教委事務局は、P T A については私的団体であると整理した上で、学校と P T A の関係性は相互に補完し合うものであることから、明確に P T A 活動と公務とを区分できる場合について、教職員の兼職（兼業）承認申請の対象とするなどの措置を講じ、同時に、手引の中では P T A 会費は学校預かり金として取り扱うべきではないと明記した。

しかし、今回監査を行った 43 校中 39 校（90%）が P T A からの依頼を受けて学校職員が会費の収納事務を行っている実態が明らかとなった。

これは、P T A 会費について、学校預かり金として取り扱うべきでないという建前に対し、学校預かり金と同時に取り扱わざるを得ないとする学校現場の実情との乖離が明らかとなったというべきものであり、前述した包括外部監査結果に対する措置の不徹底や準公金と私的会費の混同の問題についての学校現場の実態を教委事務局が認識ないし理解していない証左である。教育委員会は、教委事務局が現場の状況を改めて確認した上で学校現場と一体となって早急に対処し、必要な措置を講ずるべきである。

用語説明

指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの